

横浜市営住宅条例施行規則（抜粋）

（公開抽選）

第4条 市長は、条例第10条第1項の規定による公開抽選を行うときは、申込者のうちから4人を選び、これに立ち合わせるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、立ち合わせる人数を1人以上3人以下とすることができる。

2 市長は、公開抽選に基づき付された抽選順位（第9条において「抽選順位」という。）により抽出された者に対し、その旨を通知するものとする。

（平30規則78・令2規則27・令4規則23・一部改正）

（提出書類及び審査）

第5条 前条第2項の規定により抽出された者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、市長は別の期日を指定することができる。

- (1) 入居しようとする者全員の住民票の写し
- (2) 住宅に困窮していることを証する書類
- (3) 収入（条例第2条第6号に規定する収入をいう。第23条第3項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号を除き以下同じ。）を証する書類
- (4) 住民税の滞納がないこと又は住民税を地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第10号の特別徴収義務者（次条において「特別徴収義務者」という。）に納付したことを証する書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 条例第10条第2項に該当する者は、入居の申込みの際、前項各号に掲げる書類を提出しなければならない。

3 第1項に規定する期日から30日を経過する日までに同項各号に掲げる書類の提出がない場合は、条例第9条に規定する入居の申込みがなかったものとみなす。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により提出された書類により、入居者資格の有無を審査し、当該書類を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。

（平12規則18・平24規則68・平30規則78・令2規則27・一部改正）

【参考】横浜市営住宅条例（抜粋）

（入居者の選考）

第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、入居の申込みをした者について公開抽選を行い、抽出された者のうちから、次に掲げる者を選考し、規則で定めるところにより入居者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、優先的に選考し、又は公開抽選を行わないで、市長が定める選考基準により入居者を決定することができる。

- (1) 第6条各号に掲げる事由に係る者
- (2) 本市の行う公共事業により住宅を除却される者
- (3) 公害に係る健康被害者（現に同居し、又は同居しようとする親族に当該健康被害者がいる者を含む。）
- (4) 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父
- (5) 市長が定める基準の収入のある低額所得者
- (6) 60歳以上の者及びその親族で市長が定める者のみからなる高齢者世帯
- (7) 心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族に心身障害者がいる者を含む。）
- (8) 現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者を除く。）に18歳未満の児童が3

人以上いる者

- (9) 長期にわたり市営住宅に応募している者
- (10) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者
- (11) 第7条第2項各号に掲げる者
- (12) 新設住宅については、当該市営住宅の所在する地域（市長が指定する地域をいう。）内に住所を有する者
- (13) その他前各号に準ずる者

（平13条例33・令元条例42・令4条例46・一部改正）